

○恵庭市事業系廃棄物の受入等に関する要綱

令和元年9月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の処理施設における廃棄物の適正な処理に資するため、事業系廃棄物の受入等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号。以下「条例」という。）及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第8号）において使用する用語の例による。

(廃棄物の受入方針)

第3条 本市の処理施設において受入する事業系廃棄物を排出する者（以下「排出事業者」という。）には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び条例に従い、廃棄物の分別を徹底し、発生の抑制を図り、並びに資源化及び再生利用に努めるよう求めるものとする。

(廃棄物の受入手続)

第4条 事業系廃棄物の受入は、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書（様式第1号。以下「産廃等委託契約書」という。）により市長と委託契約を締結した排出事業者が排出したものに限り行うものとする。

2 市長は、前項の委託契約を締結したときは、当該産廃等委託契約書1通を当該排出事業者に交付するものとする。

3 契約期間は、契約の日からその日が属する年度の3月31日までとし、市長又は排出事業者いずれかの者から解約の申入れがないときは、翌年度以降更新されたものとする。ただし、事業系廃棄物処分手数料の改定があった場合はこの限りでない。

4 排出事業者は、産廃等委託契約書の記載事項に変更があったときは、産廃等委託契約書を再提出することとする。ただし、次に掲げる記載内容の変更の場合は産廃等委託契約書に関する変更届（様式第2号。以下「変更届」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、市長が変更届を受理したときは、当該委託契約に係る変更契約が締結されたも

のとみなす。

- (1) 搬入車両の情報
- (2) 排出事業場の情報
- (3) 収集運搬の委託先の情報
- (4) 契約期間
- (5) 排出事業者名又は住所
- (6) 連絡先
- (7) 廃棄物の種類
- (8) 年間予定数量の大幅な変動

(契約の解除)

第5条 市長は、排出事業者が正当な事由なく変更届を提出しなかったときその他契約の内容に違反したときは、書面による催告の上、当該契約を解除することができる。

- 2 排出事業者の責めに帰すべき事由により委託契約が解除となった場合における未処理の廃棄物は、排出事業者の責任において処理するものとし、市長は処理しないものとする。

(手数料の支払方法)

第6条 廃棄物の処分に係る手数料は、搬入の都度、現金により支払うものとする。ただし、廃棄物を継続して搬入する排出事業者のうち一括納付を希望する排出事業者が支払う処分に係る手数料は、口座振替の方法により支払うものとする。

- 2 前項ただし書の規定による口座振替は、本市の指定金融機関又は収納代理金融機関に口座振替依頼書が提出された排出事業者名義の口座でなければすることができない。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、口座振替ができないやむを得ない事情があると認めるときは、口座振替に代えて納入通知書により支払わせることができる。
- 4 一括納付による処分に係る手数料は、月末締めとし、納期限を翌月の25日とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(準備行為)

2 事業系廃棄物の受入に係る契約その他事業系廃棄物の受入の手続を行うに当たり必要な行為は、この要綱の実施の前においてもすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から実施する。